

令和元年八千代市農業委員会

第5回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和元年八千代市農業委員会第5回総会議事日程

開催日時	令和元年5月9日(木)午後1時30分～午後2時00分
開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第4号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法に基づく許可を要しない土地の証明願の件
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (13名)

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	3 黒崎 玲子
4 小名木 伸雄	5 加茂 太郎	6 將司 実
7 江野澤 隆之	8 浅野 正夫	9 深山 信夫
10 石井 忠徳	12 萩原 直也	13 川嶋 和義
14 間野 恵一		

(欠席委員: 11 立石 勝則)

◆出席農地利用最適化推進委員 (11名)

1 島村 隼人	2 山崎 良弘	3 市川 和彦
5 志田 啓佑	6 鈴木 勉	7 石井 孝治
8 村田 一夫	9 立石 輝雄	10 安原 清
12 長岡 勇	13 蜂谷 與	

(欠席委員: 4 今井 茂, 11 立石 秀夫)

◆事務局（5名）

局長 斎藤 万里子
主事 樽見 侑樹

次長 石原 雄二
主事 柳田 惇

主査補 青木 重憲

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今出席されております農業委員は13名、推進委員は11名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和元年八千代市農業委員会第5回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>6番 将司委員，7番 江野澤委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配布してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより、議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、4月26日、地区担当の江野澤委員と石井孝治推進委員，5月の月担当である小名木委員，加茂委員，会長及び事務局で現地調査を行いました。</p> <p>調査の結果、現地は耕うんされており、保全管理されておりましたので、お手元の現地調査報告書のとおり、問題なしとのことでございます。</p> <p>場所でございますが、案内図1ページをご覧ください。</p>

<p>局長</p>	<p>申請された生産緑地は、高津橋土の畑2筆で、東高津中学校の西、約450メートルに位置しております。</p> <p>この農地は平成4年に生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしておりましたが、右大腿骨転子部骨折のため、今後耕作を続けることが困難となったため、このたび買い取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買い取り申出に際し、生産緑地法の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものであります。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、このたび証明書を交付したいとするものであります。</p> <p>なお、全部事項証明書等の添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて担当委員の意見を求めます。</p> <p>7番 江野澤委員どうぞ。</p>
<p>江野澤委員</p>	<p>ただ今事務局より詳細な説明がございました。去る4月26日、石井会長、事務局、月担当の小名木委員、加茂委員、そして地元推進委員の石井孝治推進委員とで現地を確認いたしました。</p> <p>この申請は、今後農業を続けることが困難ということで、解除したい旨の申請をしたものでございます。</p> <p>現地はきれいに耕うんされておりまして、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件につきましては、4月26日、地区担当の江野澤委員と石井孝治推進委員、5月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>調査の結果、現地は耕うんされており、保全管理されておりましたので、お手元の現地調査報告書のとおり、問題なしとのことでございます。</p> <p>場所でございますが、同じく案内図1ページをご覧ください。</p> <p>申請された生産緑地は、高津橋土の畑2筆で、東高津中学校の西、約400メートルに位置しております。こちらにつきましては、斜線で示しております。</p> <p>この農地は平成4年に生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をして</p>

<p>局長</p>	<p>おりましたが、平成 30 年 4 月に死亡し耕作を続けることが困難となったため、このたび買い取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買い取り申出に際し、生産緑地法の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であったことを証明する必要があるため、証明願が提出されたものであります。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、このたび証明書を交付したいとするものであります。</p> <p>なお、全部事項証明書等の添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>7 番 江野澤委員どうぞ。</p>
<p>江野澤委員</p>	<p>本人死亡のため今後耕作をすることができないということで、生産緑地の解除申請をしたものでございます。4 月 26 日、石井会長、事務局、月担当の小名木委員、加茂委員、そして地元推進委員の石井孝治推進委員で現地を確認いたしました。</p> <p>現地はきれいに耕うんされておりましたので、何ら問題はなかろうかと思えます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>これより議案第 1 号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

	【挙手】
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願の件 1番 申請人の出頭を願います。</p>
	【1番 申請人入室】
議長	申請人の代理の方ですか。
代理人	はい。
議長	お名前をお願いします。
代理人	〇〇です。
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては，4月26日，地区担当の浅野委員と村田推進委員，5月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが，案内図の2ページをご覧ください。市営霊園の南東，約450メートルに位置しております。また，本日配布しました，右上に「別紙」と記載のある写真の資料に過去と現在の航空写真，及び現況の写真がございますので併せてご覧ください。</p> <p>現地調査の結果，現地は宅地となっており，報告書のとおり非農地との判断でございます。</p> <p>申請理由ですが，登記地目を現況に正したいとのことから，非農地の証明をもって地目変更登記をしたいとのことでしたので，20年以上前の航空写真の提出を求めたところ，平成元年の航空写真で宅地であったこ</p>

局長	<p>とを確認しております。</p> <p>申請の経緯につきましては、昭和44年、申請人の母親が新築し居住しておりましたが、平成27年11月29日に申請人が相続し管理している状況であり、登記地目が畑のままになっておりますので、今回、地目を現況に変更するための申請となっております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 浅野委員どうぞ。</p>
浅野委員	<p>去る4月26日、地区担当の村田推進委員と私、5月の月担当である小名木委員、加茂委員、会長及び事務局で現地調査を行いました。</p> <p>現地はお手元の資料の現況写真のとおりで、宅地となっており、非農地として判断しております。</p> <p>事務局から説明があったとおりですが、現況が農地以外の土地なっていることが明白であり、20年以上経過していることも確認しておりますので、非農地と判断するに止むを得ないものと考えております。</p> <p>委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請代理人は退場してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 農地法第3条の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件の申請内容につきましては、土地の売買取得でございます。 場所につきましては、案内図3ページをご覧ください。平戸の畑で、県道船橋印西線の佐山交差点から南西、約230メートルに位置しております。 現地調査は4月26日、地区担当の黒崎委員と市川推進委員、5月の現地調査班で行いました。 調査の結果、現地は耕うんされており、管理されておりましたので、お手元の現地調査結果報告書のとおり問題なしということでございます。 申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地はございませんが貸付地5筆ございます。このうち4筆は同じ集落の農家の方に、もう1筆は佐倉市に所有している農地を佐倉市の農家の方に貸し付けているものであり、それぞれ適切に耕作されております。</p> <p>貸付地の解釈につきましては、以前ご説明いたしましたが、「当該貸付地が適切に耕作されているときは、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないこと」とされているため、今回の申請について、問題ないことを申し添えいたします。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家でございますので問題ございません。</p> <p>農作業常時従事要件につきましては、従事日数が270日ですので、要件を満たしております。</p> <p>下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は45,491㎡ですので、要件を満たしております。</p>

局長	<p>地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>去る4月26日、地区担当の市川推進委員と私、月担当の小名木委員、加茂委員、会長及び事務局で調査を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおり、現地は耕うんされ管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、平戸地区において大規模な経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。 よって，議案第3号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 農用地利用集積計画審議の件，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） それでは，お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります，令和元年第5回総会議案第4号案内図の1ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては，場所は平戸後旧前の田3筆で，県道船橋印西線の佐山交差点から南東約420メートルに位置しております。 借受人の申請理由は，賃借権の新規設定でございます。 議案書4ページ，議案第4号の備考欄「更新」は「新規」に訂正願います。 貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものでございます。 賃料は反あたり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件の，「全部効率利用要件」につきましては，遊休農地はありませんが，貸付地が12筆ございます。この筆は現在，平戸地区の盛土造成事業区域の田んぼとなっており現在造成中でございますので，今回の利用権設定について，問題はありません。 「常時従事要件」につきましては，従事日数は300日となっております。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第4号について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。</p>

議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 事務局長専決事項の報告について 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番から5番）</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番から9番）</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>

議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局から連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 31 年度第 2 回「農の雇用事業」募集お知らせの配付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について ○次回の総会について <p>6 月 7 日（金）午後 1 時 30 分から 市役所 別館 2 階 第 1・第 2 会議室 現地調査：5 月 30 日（木） 午後 1 時 15 分集合 担当委員：將司委員，江野澤委員</p>
議長	<p>以上で令和元年第 5 回総会を閉会します。</p>